平成２９年（フ）第３４２号
東京都小平市小川町１丁目874番地の５
破産者　株式会社東京小倉屋物産
1　決定年月日　平成29年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５７号
愛知県豊川市豊が丘町93番地
破産者　豊成工業株式会社
1　決定年月日　平成29年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第４号
三重県員弁郡東員町城山２丁目30番５
破産者　愛和十光株式会社
1　決定年月日　平成29年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第７６０号
神奈川県藤沢市円行１丁目21番地の３
破産者　小山興産株式会社
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第４５７号
福岡市南区若久４丁目１番17―202号
破産者　小嶋　泰宏
1　破産債権の届出期間　平成29年10月19日まで
2　一般調査期日　平成29年10月31日午後１時30分
平成29年９月21日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３５９号
金沢市芳斉２丁目16―20　プラザ信開芳斉210号、住民票上の住所富山県滑川市上梅沢243番地８
破産者　稲澤　園美
1　破産債権の届出期間　平成29年10月23日まで
2　一般調査期日　平成29年12月22日午後１時30分
平成29年９月22日　金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９１８号
福岡市西区野方１丁目10番21―202号
破産者　田仲　重範
1　破産債権の届出期間　平成29年10月23日まで
2　一般調査期日　平成29年12月８日午前10時30分
平成29年９月20日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２４号
福井県鯖江市西袋町第７号６番地
破産者　田中　諭子
1　破産債権の届出期間　平成29年10月25日まで
2　一般調査期日　平成29年12月12日午前10時45分
平成29年９月25日
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３５３５号
大阪市淀川区西中島５丁目７番19号
破産者　株式会社中川設計事務所
1　破産債権の届出期間　平成29年10月31日まで
2　一般調査期日　平成29年12月11日午後２時30分
平成29年９月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５号
和歌山県新宮市千穂１丁目４番37号、開始決定時の住所和歌山県新宮市緑ケ丘１丁目９番４号
破産者　竹和商会こと　竹中　幸平
1　破産債権の届出期間　平成29年11月10日まで
2　一般調査期日　平成29年12月４日午後１時30分
平成29年９月25日
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２９年（フ）第１４５号
函館市元町24番13号
破産者　石部　浩治
1　破産債権の届出期間　平成29年11月14日まで
2　一般調査期日　平成29年12月14日午前11時15分
平成29年９月25日　函館地方裁判所

平成２９年（フ）第６７号
新潟県長岡市天下島２丁目１番24号
破産者　丸浜地所株式会社
1　破産債権の届出期間　平成29年11月24日まで
2　一般調査期日　平成29年12月25日午前11時10分
平成29年９月25日
新潟地方裁判所長岡支部破産係

特別清算開始

平成２９年（ヒ）第４号
宮崎県都城市横市町9710番地
清算株式会社　株式会社岡崎鶏卵ジーピーセンター
代表清算人　岡崎　誠一
1　決定年月日　平成29年９月22日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宮崎地方裁判所都城支部

特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第１００６号
広島市中区上幟町７番１号
清算株式会社　株式会社よしかわ
代表清算人　高橋　澄江
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　特別清算債権は、別紙配当表記載の「弁済の対象となる元本額」及び「免除する債権額欄記載の利息、損害金」とする。
2　各債権者の配当額は、別紙配当表記載の配当額欄記載の金額とする。
3　各債権者は、本協定認可決定確定日に別紙配当表の免除する債権額欄記載の債権元本額及び利息､遅延損害金の債権を全て免除する。
4　清算会社は、各債権者に対し、本協定認可決定確定後１ヶ月以内に別紙配当表の配当額欄記載の配当額を振込の方法で支払う（振込料は債権者の負担とする｡)。
5　特別清算債権に対する割合弁済において生じる１円未満の端数は、切り捨てる。１円未満の端数を切り捨てた結果、配当の原資となる清算会社の財産の合計額から実際に配当する金額の合計額を控除して清算会社に残った金額は、清算費用に充てる。
6　第４項の弁済の後、清算会社に新たな財産が発見されたときは、清算人はこれを換価し必要な費用を控除した残額に対し、別紙配当表の配当率欄記載の各配当率で算出した金額を支払う。
この場合、第３項による債権放棄は、新たにされた弁済の限度で撤回されたものとする。
（別紙省略）
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（ヒ）第１号
長崎県諫早市本野町２番地１
清算株式会社　株式会社エピクス
代表清算人　大野　**遖**正（登記簿上の氏名大野**遖**正）
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、協定債権者大野**遖**正を除く各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。)に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて按分し弁済する。
2　本件協定債権者は、前項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　協定債権者大野**遖**正は、清算株式会社に対する協定債権の全額につき、その債務を免除する。
4　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて按分し弁済する。この場合においては、本件協定債権者が第２項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
長崎地方裁判所大村支部